

神戸市こどもの居場所づくり事業  
物価高騰等対応補助金

---

募集案内

## 1. 事業趣旨

---

神戸市では、身近な地域で子どもたちの育ちを支援するため、食事提供や学習支援、団らんなどを通して子どもたちが安心して過ごすことのできる「こどもの居場所づくり」を推進しています。

本補助金は、こどもの居場所のうち特に、コロナ禍及び国際情勢の変化等に伴う原油価格・物価高騰の影響を強く受けるこども食堂の安定的な運営を支援するとともに、物価高騰等の影響下においてこどもの居場所の実施回数を増やして運営する団体を支援することを目的に、予算の範囲内で補助を行うものです。

## 2. 補助対象事業

---

**(1) おおむね 10 名以上の児童を対象に「食事提供（こども食堂）」を、月 1 回以上、定期的に実施し、かつ、1 回あたり 2 時間以上実施する事業。**

### ①「食事提供（こども食堂）」について

- ・ 原則、平日の夕食を調理し、提供するものとします。また、土日や学校長期休業中における実施については、朝食や昼食の提供も可とします。
- ・ 感染症の拡大防止のためや調理設備のある場所が確保できず、調理することが困難である等の事情がある場合には、お弁当等の提供も補助対象とします。
- ・ 食育の観点に配慮するとともに、保健所の指導に従い、衛生管理等に十分に配慮してください。
- ・ 食物アレルギー等の有無について保護者等に確認し、適切な対応を行ってください。
- ・ 食事代については、子どもが参加しやすいよう負担軽減に努めるようにしてください。

### ②補助対象外となる事業

- ・ 営利を目的とした事業
- ・ 政治的活動・宗教的活動
- ・ 児童の特性などによって利用児童を限定する事業
- ・ 有料で行う事業（食事の実費徴収は可）
- ・ その他、趣旨に合致しない事業

**(2) (1) に該当するこども食堂を実施する団体**で、物価高騰等の影響下において**実施回数を増やして運営する団体の事業**

※前年度と比較して実施回数を増やした団体に対して行う補助であるため、前年度の実施回数を確認できる書類等の提出が必要になります。

### 3. 補助対象団体

---

- 月 1 回以上定期的にこども食堂を実施する団体で、申請時点で 6 か月以上の活動実績がある団体であること。
- 法人格を有しない団体の場合、団体の構成員が 5 名以上であり、構成員の過半数が神戸市内在住、在勤又は在学であること。
- 事業の実施について、地域住民の理解と協力を得られていること。

[補助対象外となる団体]

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に定められた暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体
- ・ 宗教的活動又は政治的活動を主たる目的としている団体

### 4. 補助金額

---

補助金額は、下表に掲げる年間の実施回数及び追加して実施する回数に応じた区分の補助基準額を適用し、予算の範囲内で決定する。

**【補助金額】**（年額）

（1）物価高騰等対応補助

実施日数	月 1 回以上 (年 12 回以上)	月 2 回以上 (年 25 回以上)	週 1 回以上 (年 50 回以上)	週 2 回以上 (年 100 回以上)
補助基準額	20,000 円	40,000 円	80,000 円	160,000 円

（2）物価高騰等の影響下において実施回数を追加する場合の補助

追加回数	年間 5 回以上 追加	年間 10 回以上 追加	年間 15 回以上 追加	年間 20 回以上 追加
補助基準額	50,000 円	100,000 円	150,000 円	200,000 円

**【補助金の減額や返還について】**

- ・ 予定していた実施日数に達しない場合や補助の要件を満たさなくなった場合には、補助金を返還いただくことがあります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響等でやむを得ず中止になった場合でも、準備のためにすでに支出した費用については、補助の対象となります。ただし、未使用金については返還の対象となります。

## 5. 補助対象経費

---

こども食堂の運営に要する経費のうち、**食材費、光熱水費、その他原油価格・物価高騰**による影響を受けて値上がりした消耗品費等

## 6. 補助対象期間

---

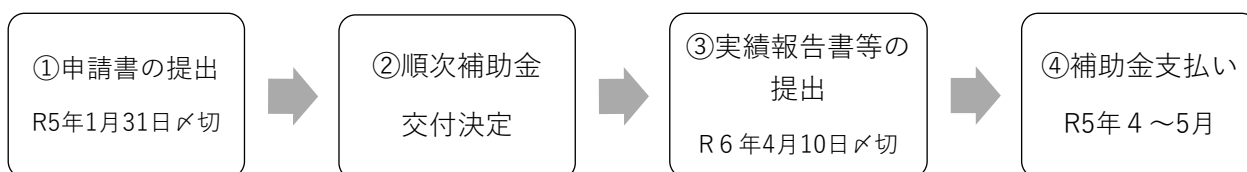
令和5年4月1日～令和6年3月31日

※上記補助対象期間内に支出した経費のうち、レシートや領収書等、支出内容や支出したことの確認ができるものがある経費のみ補助対象とします。

※補助金は予算の範囲内とします。補助交付決定額が予算の範囲を超えた場合、補助金の募集を予告なく終了する場合があります。

## 7. 補助金交付までの流れ

---



※ 申請書の提出から補助金交付決定までの間、及び実績報告書等から補助金の支払いが完了するまでの間に1～2か月の時間を要する場合がございます。あらかじめご了承ください。

## 8. 申請期間

---

令和5年7月3日（月）～令和6年1月31日（水）

## 9. 補助団体の選定方法

---

申請書の内容について、必要に応じて市のヒアリングなどを行った上で、書面審査により、公益性、本補助金の趣旨及び要件への適合性、計画性（実現可能性）、継続性、公開性、収支の妥当性等を総合的に判断し、補助の採否及び補助予定金額を決定します。

## 10. 実績報告

---

年間の事業期間終了後又は令和6年4月10日（月）までに、実績報告書（様式第7号）、収支決算書及び補助金の使途が確認できる支出明細書等を提出いただきます。

なお、神戸市こどもの居場所づくり事業補助金の交付を受けている団体については、当該

補助金に係る収支決算書及び収支明細書に、本補助金の交付決定額及び支出額等を記載いただければ、本補助金に係る明細書等の提出は不要です。

※ 事業報告書・会計の内容等について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地調査を行うことがあります。

## 11. 補助金の交付

---

実績報告書類等の内容を基に、補助交付金額の確定を行った後、各団体からの請求に基づいて交付します【概算払い不可】。

なお、申請金額と確定した補助金額が同額の場合は、請求書の提出を省略することが可能です。

## 12. 応募方法

---

下記の書類を作成の上、電子メール又は郵送で「14.申請書等送付先・お問い合わせ先」に記載のメールアドレス、宛先まで提出してください。

### 【提出書類】

① 交付申請書（様式第1号）

(<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/58682/yousiki1-1.xlsx>)

交付申請書（様式第1-2号）※申請者と口座名義が異なる場合

(<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/58682/yousiki1-2.xlsx>)

② 事業計画書（様式第2号）

(<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/58682/yousiki2.xlsx>)

③ 申請時点で6か月以上定期的にこども食堂を実施していることがわかる写真、チラシ等

④ 「2. 補助対象事業（2）」に該当する実施回数を増やして運営する団体への補助申請を行う場合は、前年度の実施回数の確認ができる記録、写真、チラシ等

※ 神戸市こどもの居場所づくり事業補助金の交付を受けている団体（以下、「市補助団体」）については③の提出は不要。また、令和4年度以前から市補助団体となっている団体については、月報の提出をいただいているため④の資料の提出は不要です。

また、以下の資料についても追加でご提出をお願いする場合がございますので、あらかじめご用意ください。

- ・ 応募団体の概要（定款、決算書、パンフレットなど）
- ・ 法人格を有しない団体（ふれあいのまちづくり協議会等地域団体は除く）は、活動目的、構成員、事業内容がわかるものに加え、構成員の名簿。

## 13. その他

---

下記のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

- ア 補助金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき
- イ 補助金を対象事業以外に使用したとき
- ウ その他神戸市こどもの居場所づくり事業物価高騰等対応補助金交付要綱の規定に違反したとき

## 14. 申請書等送付先・問い合わせ先

---

〒650-8570

神戸市中央区加納町 6 - 5 - 1

神戸市こども家庭局こども青少年課

電話 078-322-6399 (平日 8時45分～17時半、12時～13時を除く)

メール [kk\\_hiroba@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kk_hiroba@office.city.kobe.lg.jp)

## 神戸市こどもの居場所づくり事業物価高騰等対応補助金 FAQ

No.	項目	質問	回答
1	補助要件について	今回の補助は食事提供（こども食堂）のみが対象となるのでしょうか(学習支援のみを実施している場合は対象外でしょうか)。	今回の補助は、原油価格や物価の高騰による負担が特に大きいこども食堂を運営する団体のみを対象としており、学習支援のみ実施の団体は対象外です。
2	補助要件について	「月 1 回以上定期的にこども食堂を実施する団体」が補助要件になっていますが、例えば 4 月から開始したが、新型コロナウイルスの影響で 6 月、7 月は実施できなかった場合、「定期的」な居場所の実施の要件を満たさないことになるのでしょうか。	新型コロナウイルスの影響や台風などの天災によりやむを得ず中止するなどして定期的な開催ができなかった場合は、補助対象とします。定期的な実施が困難であったことの理由をお示しください。
3	補助要件について	令和 5 年 4 月 1 日から開始し、9 月時点では 6 回の実施要件を満たしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で年間 10 回しか実施できなかった場合、年間 12 回以上開催の要件を満たさず補助対象外となるのでしょうか。	要綱で定める年間実施日数に達しない場合は原則として補助対象とはなりません。ただし、天災や新型コロナウイルスの影響等により、やむを得ず実施できない場合においては、実施した日数に入れることができます。上記事由により実施できなかった場合は、必ず市こども青少年課にご報告ください。
4	補助要件について	「申請時点で 6 か月以上こども食堂の開催実績があること」が確認できる資料の提出が必要とありますが、チラシや写真等がない場合、どうすればよいでしょうか。	こども食堂開催時の出席簿や SNS での投稿内容（日付がわかるもの）、HP のコピー等でも構いません。ただし、実績が確認できるものが全くない場合には、補助要件を満たすことの確認ができませんので、補助をすることはできません。
5	補助要件について	実施回数を増やして運営する団体への補助について「前年度の実施回数わかる資料」の提出が必要とありますが、どのようなものが必要でしょうか。	こども食堂の実施日が記載されたチラシや SNS での投稿、当日の記録など実施回数を確認できるものをご提出ください。実績が確認できるものが全くない場合には、補助要件を満たすことの確認ができませんので、補助をすることはできません。なお、市の補助団体で令和 4 年度に補助を受けていた団体については月報等の実績報告で確認いたします。
6	補助要件について	参加する児童が 10 名未満の日があった場合、その日は補助対象外となるのでしょうか。	平均して概ね 10 名以上の参加があれば、減額はありませぬ。ただし、平均参加人数が 10 名を下回る場合には、補助金の交付を取り消す場合があります。

7	補助対象経費について	補助対象期間が令和5年4月1日～令和6年3月31日となっていますが、この期間に支出した対象経費であればすべて対象になるのでしょうか。	補助対象経費の支出の確認のため、レシートや領収書等、支出の確認ができる資料が必要です。令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に支出したものであっても、レシートや領収書等、支出内容や支出したことの確認が取れるものがなければ、当該経費は補助対象経費に含めることはできません。
8	補助金の支払いについて	交付決定を受けた補助金について、実績報告前に概算で支払ってもらうことは可能でしょうか。	今回の補助金は実績内容及び実績額に基づいて支払うことを予定しており、概算でお支払いすることはできません。
9	補助金の支払いについて	補助金の支払いはいつ頃になるのでしょうか。	補助金の支払い手続きは実績報告書を提出いただき、補助金額を確定した後に行います（4～5月頃を想定）。手続きに1～2か月を要する場合がありますので、場合によっては補助金の振込みが6月以降になる可能性があります。
10	実績報告について	支出明細書の提出に加えて、レシートや領収書等の提出も必要でしょうか。	レシートや領収書等の提出までは不要ですが、支出した内容を支出明細書に記載して報告いただく必要はあります。また、場合によっては、実績報告書の内容確認のために領収書等の提示を求める場合があります。
11	実績報告について	こどもの居場所づくり事業補助金を受けている団体の場合、この補助金と別に収支明細書等を提出する必要はありますか。	こどもの居場所づくり事業補助金を受けている団体の場合は、この補助金の収支決算書及び収支明細書に、今回の物価高騰等対応補助金にかかる収支も併せて記載いただければ、別途収支明細書等を提出いただく必要はありません。ただし、実績報告書（様式第7号）につきましては、提出をお願いします。
12	その他	お弁当の配布は購入したものでよいのでしょうか。また、自分たちで調理したお弁当を配布してもよいのでしょうか。	お弁当の配布は購入されたもので、団体で調理されたものでも構いません。ただし、食中毒の発生には十分に気を付けてください。
13	その他	子どもから参加費を取ってもよいのでしょうか。	子どもからの参加費徴収は可能です。ただし広く子どもたちを受け入れていただくために、子どもでも参加しやすい金額に設定していただき負担軽減に努めてください。また物価高騰等に伴う運営費の増加分はこの補助金で賄うことし、を参加者に転嫁しないようにしてください。